

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	県道飯能寄居線
供用開始の区間	飯能市大字小久保字八幡沢二九二番 一地先から同市大字宮沢字滝沢二三番 三地先まで
供用開始の期日	平成三十年十月十九日
備 考	平成三十年七月三十一日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・二五メートル